

国立大学法人三重大学 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく
一般事業主行動計画

女性教員及び指導的地位(課長職以上)にある事務系女性職員を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日

2. 本学の課題

大学教員において、採用選考にあたって女性の応募者が少なく、教員に占める女性教員の割合が低い。また、事務系職員において、採用女性割合は一定水準あるが、指導的地位に占める女性職員の割合が低い。

3. 内容

目標：優秀な女性を積極的に登用することにより、女性教員比率18%以上、事務系職員の指導的地位に占める女性比率20%以上を達成する。

<取組内容等>

(平成 28 年 4 月 ～)

- 教職員を対象とした男女共同参画意識調査を実施する。
- 男女共同参画についての理解・認識を深め、意識改革を進めるため、三重県と連携して啓発活動を行う。
- 女性教員の増加策については、全学的な見地から人事制度の在り方を見直すため、ワーキンググループで検討する。

※取組内容等については、三重大学第3期中期目標・中期計画「Ⅱ業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1-②-5」による各年度の年度計画及び具体的な達成目標により取り組んでいく。